

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第11号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
103 の21	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（一の市町の区域をその地区とする漁業協同組合（法第11条第1項第4号に掲げる事業を行うものを除く。）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合（法第93条第1項第2号に掲げる事業を行うものを除く。）に係るものに限る。） (1)～(18) (略) (19) 法第48条第2項（法第86条第2項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の認可 (20) 法第48条第4項（法第86条第2項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付 (21)～(23) (略)	静岡市 浜松市	103 の21	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（一の市町の区域をその地区とする漁業協同組合（法第11条第1項第4号に掲げる事業を行うものを除く。）、漁業生産組合及び水産加工業協同組合（法第93条第1項第2号に掲げる事業を行うものを除く。）に係るものに限る。） (1)～(18) (略) (19) 法第48条第2項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）の認可 (20) 法第48条第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付 (21)～(23) (略)	静岡市 浜松市

(24) 法第63条第1項（法第86条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の認可

(25) 法第63条第2項（法第48条第3項、第68条第3項、第86条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の要求

(26) 法第65条第1項（法第48条第3項、第68条第3項、第86条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の通知

(27) 法第65条第2項後段（法第48条第3項、第65条第5項後段、第68条第3項、第86条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の証明

(28) 法第66条の2（法第86条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消し

(29) 法第68条第2項（法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の認可

(30) 法第68条第5項（法第86条第4項及び第96

(24) 法第63条第1項（法第96条第4項において準用する場合を含む。）の認可

(25) 法第63条第2項（法第48条第3項、第68条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の要求

(26) 法第65条第1項（法第48条第3項、第68条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の通知

(27) 法第65条第2項後段（法第48条第3項、第65条第5項後段、第68条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の証明

(28) 法第66条の2（法第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消し

(29) 法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）の認可

(30) 法第68条第5項（法第96条第5項において

<p>条第5項において準用 する場合を含む。)の規 定による届出の受付</p> <p>(31) (略)</p> <p>(32) <u>法第85条の9第4項</u> の規定による意見の陳 述</p> <p>(33) <u>法第85条の10の規定</u> による届出の受付</p> <p>(34)～(53) (略)</p>	<p>準用する場合を含む。)の 規定による届出の受 付</p> <p>(31) (略)</p> <p>(32) <u>法第84条の7第2項</u> の規定による届出の受 付</p> <p>(33) <u>法第85条の2第4項</u> の規定による届出の受 付</p> <p>(34) <u>法第85条の4第2項</u> の規定による届出の受 付</p> <p>(35) <u>法第85条の13第4項</u> の規定による意見の陳 述</p> <p>(36) <u>法第85条の14の規定</u> による届出の受付</p> <p>(37) <u>法第86条の9の規定</u> による届出の受付</p> <p>(38)～(57) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。